

一般社団法人日本モルック協会

一般会員倫理規程

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本モルック協会（以下「本協会」という）の全ての会員が守るべき基本的倫理基準を定め、モルック競技および協会活動における健全な活動と公正な環境の維持を目的とする。

第2条（定義）

本規程において「会員」とは、本協会の社員（役員）、選手、審判員、審判指導者その他本協会に登録された全ての者をいう。

第3条（適用範囲）

1. 本規程は、本協会の全ての会員に適用される。
2. 役員、選手等の各会員区分に特有の倫理基準については、別に定める各倫理規程による。
3. 本規程と各倫理規程の内容が抵触する場合、より厳格な規定を適用する。

第4条（他規程との関係）

本規程は、選手登録に関する規程、審判員及び審判指導者等に関する規則、その他本協会の規程・規則と相互に補完し合うものとする。

第2章 基本的行動指針

第5条（基本原則）

会員は、モルック競技や協会活動において、以下の基本原則を遵守するものとする。

- (1) フェアプレー精神を尊重し、他の参加者や関係者に対して敬意を持って接する

こと

- (2) ルールを遵守し、公正な競技及び活動を行うこと
- (3) 不正行為や不正な利益の追求を行わないこと
- (4) 他の会員や関係者の名誉や信用を毀損しないこと
- (5) 競技会場や公共の場において、秩序を守り、周囲に迷惑をかけないこと
- (6) 品位と良識を持った行動をとること
- (7) 法令及び本協会の規程・規則を遵守すること

第 6 条（人権の尊重）

- 1. 会員は、全ての人の基本的人権を尊重し、人種、民族、国籍、性別、年齢、職業、宗教、障害の有無、性的指向等による差別を行ってはならない。
- 2. 会員は、多様性を尊重し、包摂的な環境の構築に努めなければならない。

第 3 章 禁止事項

第 7 条（暴力・暴言の禁止）

- 1. 会員は、いかなる場合においても、身体的暴力、精神的暴力、暴言、威嚇等を行ってはならない。
- 2. 指導の名の下であっても、体罰や人格を否定する言動を行ってはならない。
- 3. 物を投げる、叩く等の威嚇行為を行ってはならない。

第 8 条（ハラスメントの禁止）

- 1. 会員は、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントその他あらゆる形態のハラスメントを行ってはならない。
- 2. ハラスメントには、以下の行為を含むがこれらに限られない。
 - (1) 性的な言動により相手方を不快にさせる行為
 - (2) 優越的な地位を利用した嫌がらせ
 - (3) 妊娠、出産、育児等を理由とする不利益取扱い
 - (4) 継続的な無視や仲間外れ

第 9 条（アンチ・ドーピング）

- 1. 会員は、世界アンチ・ドーピング機構（WADA）が定める禁止表に記載された物

質・方法を使用してはならない。

2. ドーピング検査を求められた場合、これに誠実に協力しなければならない。
3. 他者にドーピングを勧奨、支援、隠蔽してはならない。
4. 治療目的使用（TUE）の申請が必要な場合は、所定の手続に従わなければならない。

第 10 条（八百長・賭博の禁止）

1. 会員は、八百長、八百長への関与、八百長の依頼・勧誘を行ってはならない。
2. 会員は、自己が出場または関与する試合に関して賭博を行ってはならない。
3. 会員は、モルック競技に関する賭博組織との関係を持ってはならない。

第 11 条（反社会的勢力との関係遮断）

1. 会員は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）と一切の関係を持ってはならない。
2. 会員は、反社会的勢力からの利益供与、便宜供与を受けてはならない。
3. 会員は、反社会的勢力に対して利益供与、便宜供与を行ってはならない。
4. 会員は、反社会的勢力を利用してはならない。

第 12 条（情報管理）

1. 会員は、協会活動において知り得た機密情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。
2. 機密情報には、以下のものを含むがこれらに限られない。
 - (1) 本協会の事業戦略、財務情報
 - (2) 会員の個人情報
 - (3) 未公表の大会情報、選考情報
 - (4) その他本協会が機密と指定した情報
3. 公益通報その他法令により開示が認められる場合は、この限りでない。

第 13 条（個人情報の保護）

1. 会員は、個人情報の保護に関する法律その他関連法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
2. 会員は、協会活動において知り得た個人情報を、本人の同意なく目的外に使用してはならない。

3. 会員は、個人情報の漏洩、紛失、改ざん等が発生しないよう、適切な管理措置を講じなければならない。

第 14 条（SNS・インターネット利用）

1. 会員は、SNS やインターネット上での情報発信において、本協会や他の会員の信用を損なう行為をしてはならない。
2. 会員は、虚偽の情報、誹謗中傷、差別的表現を含む情報を発信してはならない。
3. 会員は、他者の肖像権、著作権その他の権利を侵害してはならない。
4. 会員は、SNS 等での発言が広く社会に影響を及ぼすことを自覚し、慎重に行動しなければならない。

第 15 条（未成年者の保護）

1. 会員は、未成年者の健全な育成に配慮し、その心身の安全を最優先に考慮しなければならない。
2. 会員は、未成年者に対する虐待（身体的虐待、精神的虐待、性的虐待、ネグレクト）を行ってはならない。
3. 会員は、未成年者に対する不適切な接触、プライバシーの侵害を行ってはならない。
4. 会員は、未成年者に対する飲酒、喫煙、薬物使用の勧奨を行ってはならない。

第 16 条（環境保護）

会員は、協会活動において環境保護に配慮し、持続可能な社会の実現に貢献するよう努めなければならない。

第 4 章 報告義務

第 17 条（不正行為の報告）

1. 会員は、本規程に違反する行為または違反の疑いがある行為を発見した場合、速やかに本協会に報告しなければならない。
2. 前項の報告は、通報・相談窓口を通じて行うことができる。
3. 会員は、他の会員による不正行為を黙認してはならない。

第 18 条（事故・トラブルの報告）

1. 会員は、協会活動中に重大な事故、怪我、トラブルが発生した場合、速やかに本協会に報告しなければならない。
2. 未成年者が関係する事故・トラブルについては、特に迅速な報告を要する。

第 5 章 通報・相談

第 19 条（通報・相談窓口）

1. 本協会は、本規程に関する違反行為の通報や相談を受け付ける窓口を設置する。
2. 通報者及び相談者のプライバシーは保護され、通報や相談を理由とした不利益な取扱いを行わない。

第 20 条（公益通報者の保護）

1. 本協会は、通報者を保護する。
2. 通報を理由として、解任、資格停止その他の不利益な取扱いを行ってはならない。
3. 通報者に対する報復行為を行った者は、本規程違反として処分の対象とする。

第 6 章 調査・処分

第 21 条（調査手続）

1. 本規程違反の疑いがある場合、本協会は適切な調査を実施する。
2. 調査においては、関係者の人権とプライバシーに配慮し、公正かつ適切に行う。
3. 被調査者には弁明の機会を与える。
4. 必要に応じて、外部の専門家（弁護士、産業医等）の意見を聴取することができる。
5. 調査の過程及び結果は、適切に記録し、保管する。

第 22 条（調査委員会）

本協会は、重大な違反行為の調査のため、調査委員会を設置することができる。

第 23 条（処分の種類）

本規程違反に対する処分は、別に定める「処分規程」に従う。

第 24 条（処分の決定）

1. 処分の決定は、理事会の決議による。
2. 処分の決定にあたっては、違反行為の内容、動機、結果、被害の程度、反省の態度等を総合的に考慮する。
3. 処分を受けた者には、処分の内容及び理由を書面で通知する。
4. 処分の内容は、必要に応じて公表することができる。

第 25 条（内部不服申立）

1. 処分を受けた者は、処分決定の通知を受けた日から 14 日以内に、理由を付した書面により本協会に対し内部不服申立を行うことができる。
2. 本協会は、不服申立規程に基づき審査を行い、最終決定を行う。
3. 最終決定に不服がある場合、当該者は、決定通知を受けた日から 30 日以内に、スポーツ仲裁規程に基づき JSAA へ仲裁申立を行うことができる。

第 26 条（処分の記録）

1. 本協会は、処分の記録を適切に保管する。
2. 処分の記録は、処分終了後 5 年間保管する。

第 7 章 教育・啓発

第 27 条（教育・啓発活動）

1. 本協会は、会員に対して本規程の内容について教育・啓発活動を実施し、倫理意識の向上に努める。
2. 教育・啓発活動には、以下を含む。
 - (1) コンプライアンス研修
 - (2) ハラスメント防止研修
 - (3) 個人情報保護研修
 - (4) アンチ・ドーピング教育

3. 会員は、本協会が実施する教育・啓発活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

第 28 条（改善支援）

1. 本協会は、軽微な違反を行った会員に対して、改善のための指導・教育を行うことができる。
2. 改善支援プログラムの内容については、別に定める。

第 8 章 雑則

第 29 条（規程の改正）

本規程の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

第 30 条（委任）

本規程に定めのない事項については、理事会で協議の上、決定する。

附則

1. 本規程は 2026 年 4 月 1 日から施行する。
2. 本規程施行前に発生した行為については、本規程を適用しない。ただし、継続的な行為については、この限りでない。